

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和55年12月11日であると認められることから、申立期間①に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Bにおける資格喪失日に係る記録を昭和61年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月31日から同年12月11日まで  
② 昭和61年5月25日から同年6月1日まで

私は、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、有限会社Bには、昭和61年5月末日まで勤務し、翌6月1日に社宅から転居し、すぐ次の会社に出勤したが、有限会社Bにおける申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人を含む40人の従業員全員について、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくな

った昭和 55 年 10 月 31 日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年 12 月 11 日において遡<sup>そきゅう</sup>及して行われている上、同年 12 月 12 日付けで、同僚が代表者であったと記憶する者について、同年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額を遡及して減額訂正する処理も行われていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和 55 年 10 月 31 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中で連絡が取れた 3 人は、「A 株式会社は、昭和 55 年 12 月に倒産するまで、従業員数や業務内容等は変わらなかった。」と証言していることから、同年 10 月 31 日において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 10 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である同年 12 月 11 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 55 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、15 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する給与支払明細書及び複数の同僚の証言等から判断すると、申立人は、有限会社 B に昭和 61 年 5 月 31 日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 61 年 5 月の給与支払明細書の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、有限会社 B は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる資料は無いが、オンライン記録における同事業所の資格喪失日が、雇用保険の離職日の翌日である昭和 61 年 5 月 25 日となっており、離職日は同じであることから、社会保険事務所及び公共職業安定所のいずれもが、これを誤って記録することは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、61 年 5 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年12月27日から62年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和元年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月27日から62年2月1日まで

私は、昭和57年1月6日から平成元年2月末日まで、株式会社Aに継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料支払明細書もあるので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年12月27日から62年1月1日までの期間について、申立人が所持する同年1月の給料支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和62年1月に係る給料支払明細書の61年12月の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録などから、申立人は、株式会社 A に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、株式会社 A における定年退職後の昭和 61 年 12 月 27 日から平成元年 3 月 1 日までの再雇用期間に係る給料支払明細書をすべて所持しており、当該給料支払明細書から判断すると、厚生年金保険料の控除は翌月控除であり、このうち昭和 62 年 2 月の給料支払明細書では、同年 1 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同様に定年退職後に再雇用された者は、「私も退職後の再雇用期間のうち、2 か月間は厚生年金保険の記録が無い。」と証言していることから、株式会社 A では、定年退職後の再雇用者について、一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 43 年 2 月ごろまで  
私は、昭和 41 年 9 月から 43 年 2 月ごろまで A 区にあった B 事業所で働いていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは間違いないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所の事業主の孫及び従業員寮が同じであった者（勤務先は、関連事業所の C 事業所）の証言から、申立人は、申立期間において B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間の前の昭和 39 年ごろまで B 事業所に勤務していたとする元従業員は、「B 事業所では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言し、申立期間当時、関連事業所の C 事業所に勤務していた者は、「B 事業所と C 事業所は、親子で経営していたが、どちらも厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、B 事業所のようなサービス業（美容業）は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間に任意適用事業所となるための申請を行ったことがうかがえる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月ごろから27年1月ごろまで  
私は、申立期間に、A市町村にあったB事業所に勤務し、同じ敷地内にあったC事業所で仕事をしていた。当時の資料は保管していないが、厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所に勤務し、同じ敷地内にあったC事業所で仕事をしていた。」と主張しているところ、C事業所に勤務していた者から、「B事業所は、C事業所に隣接していた。」旨の証言は得られたものの、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について聴取することができない。

また、オンライン記録から、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、資料を管理するD事業所では、「申立人が勤務したとするB事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、適用事業所となっている7か所の同業の事業所及びC事業所の名簿を確認したが、申立人の氏名は無かった。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 23 日から 48 年 4 月 20 日まで  
② 昭和 50 年 11 月 15 日から 51 年 4 月 15 日まで

私は、申立期間①については、株式会社AのB工場に出稼ぎに行った。翌年度に出稼ぎに行った時の厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間①の加入記録が無い。

また、申立期間②については、C株式会社に出稼ぎに行った。同社には、その後も5回出稼ぎに行ったが、申立期間②以外は厚生年金保険の加入記録がある。

申立期間①及び②について、勤務したのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「株式会社AのB工場に勤務した。」と主張するところ、雇用保険の記録から、申立期間①とほぼ一致する昭和 47 年 10 月 24 日から 48 年 4 月 16 日までの期間において、D株式会社に勤務した記録となっていることが確認できる。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚3人のうちの一人は、「D株式会社に書類を提出して、株式会社AのB工場に勤務した。」と証言し、申立期間①にD株式会社に厚生年金保険の加入記録がある別の出稼ぎ労働者は、「勤務場所は株式会社AのB工場だった。」と証言していることから、申立人は、D株式会社に雇用され、勤務場所が株式会社AのB工場であったことがうかがえる。

しかしながら、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び上記の同僚3人の氏名は無く、申立期間①及

びその前後の期間の健康保険番号に欠番も無い。

また、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人及び前述の同僚3人の氏名は無く、申立期間①及びその前後の期間の健康保険番号に欠番も無い。

さらに、前述の同僚3人は、いずれも申立期間①は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人はC株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚3人についても、C株式会社における申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

また、前述の同僚3人のうち連絡が取れた一人は、「C株式会社には2回出稼ぎに行ったが、この年度だけ厚生年金保険の加入記録が無い。毎年、60人ぐらいの出稼ぎ労働者がいた。」と述べているところ、同社における厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、加入期間が11月から翌年4月までの出稼ぎ労働者であることをうかがわせる者の加入記録は、申立期間②の昭和50年度は12人であるが、51年度は64人、52年度は38人、53年度は54人となっており、同社では、申立期間②当時、出稼ぎ労働者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の同僚3人は、いずれも申立期間②は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月から28年3月1日まで  
② 昭和63年1月から平成元年6月1日まで

申立期間①について、私は、昭和27年7月に叔父が社長だったA株式会社に入社したが、入社後8か月間ほど厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、新聞の求人広告でB都道府県にあった有限会社Cに出稼ぎに行った。同社は法人だったが、従業員が3人程度の小さな会社であった。厚生年金保険の加入について詳しくは覚えていないが、申立期間①及び②に勤務していたことは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、当時の庶務担当者の証言から、申立人はA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の庶務担当者は、「申立人は、昭和27年ごろに入社したが、申立人の叔父である社長が、身内の者ということですのですぐには厚生年金保険に加入させず、しばらく様子を見てから加入させた。」と証言しており、申立人は、入社後直ちには厚生年金保険に加入しなかったものと推認される。

また、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、給与台帳等の資料は無い上、当時の事業主は死亡しているため証言を得ることができない。

### 2 申立期間②について、同僚の証言から、申立人は有限会社Cに勤務し

ていたことが推認できる。

しかしながら、当時の社長の妻は、「厚生年金保険と雇用保険はセットで加入させていた。」と証言しているところ、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚二人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録とほぼ一致しているが、申立人は雇用保険の加入記録も無いことが確認できる。

また、有限会社Cの当時の社長は既に死亡している上、当時の社長の妻及びその息子は申立人を記憶しておらず、当時の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。